令和8年度給与支払報告書(個人別明細書)の記載について

■記載時の注意事項

- ○本人及び配偶者や扶養親族の氏名・フリガナ・個人番号(マイナンバー)は正確に記載してください。
- ①支払を受ける方の住所は、**令和8年1月1日現在 の住所**を本人に確認の上、方書またはアパート名 についても省略しないでください。
- ②支払を受ける方の個人番号を記載してください。
- ③配偶者控除額又は配偶者特別控除額を記載してください。
- ④控除の対象となる扶養親族及び特定親族(以下「控除対象扶養親族等」という。)の数(配偶者を除く。)を記載してください。
- 【特親】欄は、特定親族がいる場合に数を記載して ください。
- ⑤特定親族特別控除の額の合計を記載してください。
- ⑥中途就職の方で前職分を合算している場合は、前職の支払者名、住所又は所在地、退職年月日、支払金額、源泉徴収税額、社会保険料等も記載してください。
- ⑦生命保険料控除については、控除額とは別に、区分ごとの内訳が必要です。内訳に記載する金額は、実際の保険料等の支払額です。
- ⑧年末調整の際に住宅借入金等特別控除の適用がある場合は、当該控除の適用数を記載してください。適用数が3以上のときには、摘要欄に住宅借入金等特別控除区分、居住年月日及び住宅借入金等年末残高を記載してください。
- ⑨適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分を 記載してください。
- また、当該住宅の取得の種類も誤りのないよう、 記載してください。
- 住…一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築 を含む。)
- 認…認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控 除の場合
- 増…特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合
- 震…東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和7年12月31日までの間に新築や購入、増改築をした家屋に係る住宅借入金等について、震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合
- ⑩控除対象配偶者の氏名・個人番号を記載してください。
- ⑪控除対象扶養親族等(配偶者を除く。)の氏名・ 個人番号を記載してください。
- ②16歳未満(平成22年1月2日以降に生まれた者)の扶養親族の氏名・個人番号を記載してください。なお、扶養親族が16歳未満であっても住民税非課税の判定等に係る重要な扶養情報となるので、記入漏れの無いよう確認願います。
- ③中途就職や退職した場合は、その年月日を記載してください。
- (多支払を受ける方の生年月日については、個人を特定する際 (特に同姓同名の特定時) に必要になるため、正確に記載してください。



